

津山市監査委員告示第6号
平成31年3月4日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度の定期監査(第1次)を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 30 年度

定期監査結果報告書
(第1次)

津山市監査委員

第1 監査の期日及び対象

平成30年4月2日から平成31年2月20日までの期間に次のとおり実施した。

実施日	監査の対象		
平成30年 6月1日	聴取	生涯学習部	生涯学習課、図書館、文化課、津山市史編さん室、スポーツ課
	現地調査		鶴山塾、京橋門跡の史跡公園、旧妹尾銀行林田支店、広野公民館
9月13日	聴取	財政部	財政課、財産活用課、債権管理室、税制課、納税課、課税課、契約監理室
		出納室	出納室
	現地調査	財政部	課税課
10月1日	聴取	学校教育部	教育総務課、学校施設課、学校教育課、保健給食課
		議会事務局	議会事務局
10月5日	現地調査	学校教育部	林田小学校、佐良山小学校、戸島学校食育センター、久米中学校、西小学校

第2 監査の範囲及び方法

平成29年度及び平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務及び事業実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

第3 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

監査対象課の機構及び職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも行財政改革を推進し、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

職員の配置状況

○財政部

(平成30年7月1日現在)

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
財政部	1	1	2									4
財政課				(1)		2	5					7(1)
財産活用課				1	1	2(3)	3	6		7		20(3)
債権管理室				(1)	1	1						2(1)
税制課				1	1	1(1)	4			2		9(1)
納税課				1	2	4	9			4	1	21
課税課				1	3	4(2)	22				1	31(2)
契約監理室				1(2)	3(4)	1(1)	3					8(7)
計	1	1	2	5(4)	11(4)	15(7)	46	6		13	2	102(15)

○出納室

(平成30年7月1日現在)

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
出納室	1			1	1	1(2)	7					11(2)

○議会事務局

(平成30年8月1日現在)

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
議会事務局	1		1	1	1	1(2)	4			1		10(2)

○学校教育部

(平成30年8月1日現在)

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
学校教育部	1		1					(1)				2(1)
企画調整官				(1)								(1)
教育総務課				1(1)	1	1(1)	3				1	7(2)
学校施設課				2	2	1(2)	5	4		1		15(2)
学校教育課				3	3(1)	3(8)	2			1	1	13(9)
保健給食課				2	2	2(3)	2	2		2		12(3)
計	1		1	8(2)	8(1)	7(14)	12	6(1)		4	2	49(18)

○生涯学習部

(平成30年4月1日現在)

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
生涯学習部	1		2									3
企画調整官				1								1
生涯学習課				2	3	2(5)	7(2)			32		46(7)
図書館				1	1	1(8)	8(8)			8	6	25(16)
文化課				3(1)	1	4(8)	9(1)			8		25(10)
津山市史編さん室				(1)	(3)	(2)	(6)			1		1(12)
スポーツ課				4	2	1(7)	11	(1)		3	5	26(8)
計	1		2	11(2)	7(3)	8(30)	35(17)	(1)		52	11	127(53)

(注) ()内は兼務の人数である。

1 各課の監査結果

○財政部

財政課

(要望事項)

- (1) 平成29年度一般会計決算書のうち85款 諸収入 50項 雑入 15目 雑入 85節 雑入の収入済額は498,378,769円と高額で内容も多種多様なものとなっている。毎年度、恒常的な収入となる場合は、説明責任を果たし透明性を確保するためにも細節を設定し、決算書上で内訳が分かるように記載されたい。
- (2) 統一的基準による財務書類の公表を平成28年度決算分から行っているが、国の示す活用策にしたがって広い分野で利用できるよう、他の部署と連携し取り組まれない。

財産活用課

(要望事項)

- (1) 現金等の拾得物について、帳簿による管理がなされていなかった。適正な拾得物の管理を行うため、収納金現金出納簿に準じた整理を行い、複数の者で確認するように努められたい。また、他部署の定期監査で、職員が拾得した現金を公金用の金庫に保管していた事例が見受けられた。全部署に対し、遺失物法の規定による施設占有者に課せられている義務を周知徹底し、適正な事務処理を図られたい。
- (2) 長寿命化が困難なプールについては、「津山市ファシリティマネジメント委員会」の答申にしたがい、プールの統廃合など対応策を検討されたい。
- (3) 決算書の「津山市財産に関する調書 2. 物品(100万円以上)」の記載方法は規則性がなく分かりにくいので、津山市物品会計規則に基づき分類整理した記載にされたい。
- (4) 他部署の定期監査時に提出された財産台帳について、数値の記載誤りや図面の添付のないものなどが見受けられた。公有財産の統括的な管理部署としてチェックを行うとともに、誤りがあれば速やかに是正指導をされたい。

債権管理室

(要望事項)

- (1) 津山市における収入未済額が多額となり、その解消が市財政運営上大きな課題となったため、平成28年10月に「津山市債権管理適正化に関する基本方針」を打ち出し、平成29年8月に「第1次津山市債権管理計画」を策定し、平成29年10月には「津山市債権管理条例」の施行に至った。今後、公正かつ公平な市

民負担のためにも、津山市債権管理計画にしたがって、着実に債権管理の適正化を進められたい。

税制課

(指摘事項)

- (1) 窓口のレジの中に、拾得物の現金が公金と一緒に保管されていた。津山市会計規則第5条の規定に基づき、公金と私金を混合しないように現金の管理方法を徹底されたい。また、拾得物は財産活用課が定めている「本庁舎敷地内での拾得物の取扱いについて」にしたがって適切に処理されたい。

(要望事項)

- (1) 定額小為替は現金とは異なるものなので、現金の収納金出納簿とは別に帳簿を作成し管理されたい。

納税課

(要望事項)

- (1) 税等の滞納者に対する催告においては公平性を確保するために、催告手続きについて一定の基準を定められたい。

課税課

(要望事項)

- (1) 公益減免に係る減免の妥当性について、前例に基づくだけでなく申請の都度、公益性の有無及び減免の範囲等を検証し、適切な制度運営に努められたい。

契約監理室

(要望事項)

- (1) 平成29年1月に策定された津山市随意契約ガイドラインにより、今後も継続的に研修を行い、事務の徹底を図られたい。

○出納室

(要望事項)

- (1) 平成30年9月に「現金出納事務マニュアル(収入金)」を作成し、職員研修を行っているところであるが、現金の取扱いについて一層の徹底を図るためにも下記のような具体的な注意事項を加えるとともに、継続的に研修を実施されたい。
 - ①金庫(レジ)内の現金の保管は金種ごとに分けて整理する。
 - ②現金の取扱いが多い部署は金庫(レジ)を一日のうち複数回点検する。

- ③適切な金額のつり金を準備する。
 - ④窓口での現金の受渡しの際は金額を声に出して確認する。
- (2) 収納金現金出納簿の様式について、収納金を複数人で確認したことが書面上に残るよう欄を加えるなど見直しをされたい。

○議会事務局

(要望事項)

- (1) 政務活動費の返還金の一部が翌年度に収入処理されていた。返還金が生じることがないように確実な精算に努められたい。

○学校教育部

教育総務課

(指摘事項)

- (1) 調定書の決裁印漏れが散見された。また、文書管理において平成29年度の文書を平成28年度の簿冊番号で登録しているものが見受けられた。適正な事務処理をされたい。
- (2) 学校配当予算について、本来委託料で支払うべき検査に係る経費が需用費から支払われていた。適正な予算執行に改められたい。
- (3) 広野小学校に備品登録されていない金庫が存在した。登録漏れがないよう確認の徹底を図られたい。

(要望事項)

- (1) ICT環境を整備して授業の充実や事務の改善を図り、学力の向上等に取り組んでいるが、教職員がより有効かつ円滑にICTを活用できるよう、先進事例を参考にするとともに、研修を計画的に実施して技量の向上に努められたい。

学校施設課

(指摘事項)

- (1) 津山市立学校施設使用条例施行規則第9条第1項第2号に規定された使用料の還付に係る正当な理由について、津山市行政手続条例第5条の規定に基づく審査基準が定められていなかった。施設の使用を公正かつ公平にするためにも審査基準を明確にし、内規等の整備をされたい。

学校教育課

(指摘事項)

- (1) 決裁文書の決裁日の記入漏れや文書収受事務の手続きがなされていないものが多数見受けられた。津山市文書管理規程に基づいて適正な事務処理をされたい。
- (2) 大会出場者激励金及び講師謝礼金に係る精算期間が、最長で146日間と長期に渡るものが複数見受けられた。津山市会計規則第59条の規定に基づいて、支払完了後は5日以内に精算されたい。

(要望事項)

- (1) 外国語指導業務委託について、委託先から提出された実績報告書の内容は事業を完了したことのみの記載しかなく、具体的な実施内容の記載がなかった。具体的な内容を記載した報告書をもって、確実な検収を行われたい。
- (2) 平成29年7月2日の出張と平成29年9月20日から21日の出張の旅費が10月20日に支払われていた。迅速で適切な事務処理に改められたい。

保健給食課

(指摘事項)

- (1) 津山市学校給食会への運用資金貸付金は、平成30年3月31日を償還期限として金銭消費貸借契約を行っているにもかかわらず、平成30年5月10日付けで償還を完了した事務手続きとなっていた。契約に基づいた手続きに改められたい。

(要望事項)

- (1) 文部科学省においては平成30年度に学校給食費の会計業務に係るガイドラインの検討・策定を行うとのことであるが、津山市においても国の動向を注視し、今後の方針について検討されたい。
- (2) 学校給食の充実のため、JAなどの関係機関と連携して、一層の地場産物の活用を進め、食育の推進に努められたい。

○生涯学習部

生涯学習課

(指摘事項)

- (1) 青少年育成センターでは、平成30年3月27日に合計21,380円分の切手を購入し、未使用のまま翌年度へ繰り越していた。切手等の購入に当たっては必要数量を適切に把握し、大量の切手を翌年度に繰り越すことのないように改められたい。

- (2) 中央公民館で一部の職員が、つり銭を私費で立て替えて支払っていた。公金から支払うよう改められたい。
- (3) 中央公民館の金庫に「拾得物取扱い書（拾得日時、場所等が記載されたもの）」と拾得物「11月24日分現金1,000円」、「12月16日分現金3円」が5月1日まで長期にわたって保管されていた。拾得物については、財産活用課が定めている「本庁舎敷地内での拾得物の取扱いについて」に準じて適切に処理されたい。
- (4) 田邑多目的アリーナ、広野公民館、清泉公民館の公有財産台帳に図面が添付されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づき付属図面等を備えたものとなるよう整備されたい。

(要望事項)

- (1) 津山市学校プール開放事業補助金について、明確な交付基準となるものがなかった。補助金交付の適正化や公平化を図るためにも補助金の交付基準となる内規等を定められたい。
- (2) 鶴山塾は津山市公共施設再編基本計画において、著しく老朽化し、長寿命化が困難なため、解体する方針が示されている。着実に移転準備を進めるとともに、施設の安全確認を徹底されたい。
- (3) 帰ってきんちゃい若人応援基金における寄附金の目標額の達成に向けて、産業経済部等の関係部署と連携を図り地元企業にアプローチを行うなどして、資金確保に努められたい。

図書館

(要望事項)

- (1) 図書館は施設の性質上死角が多く、近年では新聞・雑誌等の切り抜き、飲食、携帯電話の使用等、公共のマナーを守らない利用者の対応に苦慮しているとのことだが、館内の秩序維持のための防止策を講じられたい。

文化課

(指摘事項)

- (1) 津山市文化芸術激励金(全国小学校倉敷王将戦)の前渡資金の精算に84日間を要していた。津山市会計規則第59条の規定に基づき5日以内に精算されたい。
- (2) 弥生の里文化財センターの資料等の頒布代金が一月分まとめて指定金融機関へ払込まれていた。津山市会計規則第24条の規定に基づき、収納金は収納の日又はその翌日に払い込むよう改められたい。また、領収書に鉛筆書きしたものやあて名がないもの、刊行物代金の収納金現金出納簿への記載漏れ等が見受けられた。適正な事務処理に改められたい。

- (3) 郷土博物館のコピー代について一部領収書が交付されていなかった。津山市会計規則第20条の規定に基づき、領収書を交付するよう適正な事務処理に改められたい。

津山市史編さん室

(要望事項)

- (1) 平成25年度から新しい市史の編さん事業として、全11巻の編集に取り組み、平成29年度は新修津山市史別巻として『つやまの民話』が刊行され、合併後の市全域にわたる民話などが採録された。本書によって地域の民話を後世に伝えるとともに、広く市民に周知するよう努められたい。

スポーツ課

(指摘事項)

- (1) スポーツ課各施設の利用料の支払いは、利用する施設を含め全ての施設で収納することができるが、収納金の金融機関への払込みの方法が施設ごとに異なっていた。具体的には、収納金を直接金融機関へ払い込まず、実際の利用施設へ送っている事例が見受けられた。現金管理のリスクを低減するため、利用料に係る収納金は、収納した施設が一括して直接金融機関へ払い込むように改められたい。
- (2) 津山総合体育館のトレーニングルームと弓道場の利用料金の領収書が交付されていなかった。津山市会計規則第20条の規定に基づいて適正な事務処理に改められたい。
- (3) 津山陸上競技場と津山総合体育館に設置されている公金保管用のダイヤル式金庫の鍵の所在が不明であった。ダイヤルだけでなく鍵で施錠できるよう早急に整備し、鍵は各施設の管理者が責任をもって管理されたい。
- (4) 体育施設については、予約システムにより施設使用申請の手続きをしているが、津山市体育施設条例施行規則第2条に規定する施設の使用申請手続きと整合していない。実際の手続きと整合するよう規則の整備をされたい。
- (5) 資金前渡で支払っている報償費(賞賜金)の精算に6日以上要したものが28件あった。津山市会計規則第59条の規定に基づいて5日以内に精算されたい。
- (6) 勝北総合スポーツ公園において、夏季期間中のプール使用料等を施設の金庫内で1週間分まとめて保管していた。津山市会計規則第24条の規定に基づき、収納金は収納の日又はその翌日に払い込むよう改められたい。
- (7) 前回の監査において久米総合文化運動公園休憩所は「津山市行政財産使用料徴収条例に基づき使用料を試算すると現行の使用料を大幅に上回るため、同条例の規定に基づき減免協議を行う。」との措置状況であったが、行政財産の使用許可に加えて保証金を納入させている。保証金は貸付契約によって定めるものであり、

同条例には根拠がない。公有財産の使用許可及び貸付に係る問題点を整理し、改めて今後の方針を示されたい。